

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は違法意識の徹底ならびに経営の効率化、透明性という観点から、コーポレート・ガバナンスの確立が経営の重要課題であると認識しております。また、適時適正な情報開示に努め、株主ならびに投資家の皆様のご理解と信頼を得ることに努めたいと考えております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社は、JASDAQ上場企業として、コーポレートガバナンス・コードの基本原則をすべて実施しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
積水樹脂株式会社	3,450,000	22.52
ニッコー共栄会	1,525,500	9.96
ニッコー持株会	674,560	4.40
宇部興産株式会社	556,600	3.63
株式会社伊予銀行	391,500	2.56
アサノ産業株式会社	361,640	2.36
中山盛雄	336,200	2.19
株式会社香川銀行	262,500	1.71
株式会社商工組合中央金庫	216,500	1.41
住友生命保険相互会社	205,000	1.34

支配株主(親会社を除く)の有無

——

親会社の有無

なし

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 JASDAQ
決算期	3 月
業種	ガラス・土石製品
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

該当事項はありません。

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	15 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	7 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	1 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 更新	1 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
仙頭 靖夫	他の会社の出身者											

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c 上場会社の兄弟会社の業務執行者

d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
仙頭 靖夫	○	当社は仙頭靖夫氏を独立役員に指定しております。	大成建設株式会社において、建築営業本部副本部長や建築営業本部長(医療福祉担当)などの要職を歴任され、会社経営に係る豊富な経験に基づき当社経営について有益な意見や助言をいただけるものと判断し、社外取締役に選任しております。 【独立役員の指定理由】 同氏と当社の間に特別な利害関係がなく、一般株主と利益相反の生じるおそれがないため、本人の同意を得て独立役員として指定しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無

なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
------------	--------

定款上の監査役の員数	4名
監査役の人数	3名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役は、会計監査人による監査計画および監査結果の報告に出席することで、相互に意見交換を図っております。また、当社の内部監査部門である監査室は、当社各事業所および当社子会社への会計監査および業務監査を行っており、監査役は、その監査結果について都度報告を求め問題点の共有化を図るほか、監査室による監査においても積極的に同行・同席し問題点の共有化を図っております。以上により、当社は、監査役と会計監査人、内部監査部門の間で相互連携を図りながら、効率的かつ効果的な監査の実施に努めております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	1名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
河原林 隆	他の会社の出身者									△	△			
新名 均	他の会社の出身者													

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与

c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

d 上場会社の親会社の監査役

e 上場会社の兄弟会社の業務執行者

f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

i 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）

j 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）

k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）

l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）

m その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
河原林 隆		河原林隆氏は積水樹脂株式会社の常勤監査役を兼任しており、同社は当社の株式を3,450千株（議決権比率24.0%）所有しております。当社は一部製品を同社に販売しておりますが、当社の営業取引における依存度は軽微であります。	積水樹脂株式会社において長年にわたり経理および管理部門に携わった実績を有していることから、財務および会計ならびに経営管理に関する知見に基づき、当社の経営執行などの適法性について客観的・中立的な監査を実施するため、社外監査役に選任しております。
新名 均	○	当社は新名均氏を独立役員に指定しております。	徳島税務署長を歴任され、税理士の資格を有していることから、財務および会計ならびに税務に関する知見に基づき、当社の経営執行などの適法性について客観的・中立的な監査を実施するため、社外監査役に選任しております。 【独立役員の指定理由】 同氏と当社の間に特別な利害関係がなく、一般株主との利益相反の生じるおそれがないため、本人の同意を得て当社の独立役員に指定しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数 更新	2名
---	----

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する
施策の実施状況

実施していない

該当項目に関する補足説明

当社は、過去3回ストックオプションを実施いたしましたが、2010年6月30日に全て行使期間が満了しております。現状ではインセンティブ報酬はありません。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

更新

2015年度において当社の取締役および監査役に支払った報酬の金額は、取締役に対して39,700千円、監査役(社外監査役を除く)に対して6,200千円であります。この報酬金額には、使用人兼務役員に対する使用人給与相当額(賞与を含む)17,850千円は含まれておりません。なお、社外監査役に支払った報酬の金額は2,400千円であります。

当社は役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針を定めておりませんが、1997年(平成9年)6月27日開催の定時株主総会において、取締役に対する報酬限度額を年額150,000千円、監査役に対する報酬限度額を年額40,000千円と定めております。なお、各取締役の報酬につきましては取締役会の決議により、各監査役の報酬につきましては監査役会の協議により、それぞれ定めております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

なし

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外監査役は、取締役会や経営推進会議への出席に際し、常勤監査役や担当役員より事前に資料の配付ならびに説明を受けております。また、決裁書その他重要書類が随時閲覧に供されるほか、監査役監査や重要書類閲覧の際には、必要に応じて担当者の説明を求めることができます。加えて、会計監査人や監査室による監査結果について適宜報告を受け、情報の共有を図れる体制をとっております。

社外取締役についても、取締役会を通じて監査役、会計監査人および監査室との情報共有により連携の図れる体制を構築しております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

更新

当社の「取締役会」につきましては、取締役7名で構成し、監査役3名が出席のうえ、経営に関する迅速な意思決定を図るとともに、取締役会が決定した方針に基づき、適確かつ迅速な業務執行を行うべく執行役員制を導入しております。また、取締役の経営責任の明確化を図るため、取締役の任期を1年としております。加えて、取締役会における監督機能ならびに意思決定の強化を図るため、社外取締役を1名選任しているほか、女性の取締役を1名選任しております。なお、役員のうち女性の比率は10%であります。

「経営推進会議」は、取締役及び執行役員で構成し、執行業務に関する報告ならびに審議を行い、最高執行責任者である社長の経営判断の適正化を図っております。

その他の業務執行体制として、「政策推進会議」および「執行役員会」を設置し、業務執行機能の充実を図っております。「政策推進会議」は、取締役および執行役員で構成し、経営上の重要な政策や戦略事項の審議を行っております。「執行役員会」は、執行役員で構成し、業務執行上の重要事項の審議や執行状況の報告、役員相互間の情報共有と討議を行っております。

監査体制といたしましては、当社は監査役制度を採用しており、監査役3名で構成される「監査役会」を置いております。監査役会は、客観的・中立的な監査を通じて透明性の高い経営管理を実施すべく、現在、社外監査役を2名選任しております。監査役は取締役会や経営推進会議に出席しているほか、社内の重要会議にも積極的に出席し、必要に応じて意見を述べるなど、意思決定の適法性を確保するとともに、常勤監査役を中心に随時適切な監査を行っております。また、監査役と代表取締役との間で、定期的な会合を実施しております。一方、会計監査人による監査計画および監査結果の報告には監査役が出席し、相互に意見交換が図られており、当社各事業所および当社子会社の監査においても監査役が積極的に同行・同席し問題点の共有を図っております。また、内部監査部門の監査結果について都度報告を求め問題点の共有化を図るなど、効果的かつ効果的な監査の実施に努めております。

内部監査部門といたしまして、当社は社長直轄の独立社内組織として「監査室」を設置しております。監査室は期初に策定した内部監査計画に基づき、会計を始め業務全般にわたる監査を実施し、監査結果は、その都度社長および監査役に報告しております。

また、当社は会計監査人として、有限責任監査法人トーマツと会社法及び金融商品取引法に基づく監査契約を締結しております。直前事業年度に当社の会計監査業務を執行した公認会計士は、中田 明氏、久保登一氏の2名であり、会計監査業務に係る補助者は、公認会計士2名、その他2名によって構成されております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は監査役3名(うち2名は社外監査役)による監査を実施しており、取締役会や経営推進会議において監査役が常時出席し意思決定の適法性を確保しております。また、監査役の過半数を社外監査役とすることにより、当社の経営執行より独立した客観的・中立的な監査を実施しております。加えて、社外取締役を1名選任し、取締役会における監督機能および意思決定の強化を図っております。以上により、経営の監視機能の面では充分機能する体制が整っていると考え、現在の体制を採用しております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
集中日を回避した株主総会の設定	当社は株主の議決権行使の円滑化を図るため、集中日を回避した株主総会の開催を進めております。2015年度の定時株主総会は2016年6月24日に開催いたしました(集中日は6月29日)。
その他	当社は株主総会招集通知を、発送日前に当社ホームページに掲載しております。(2015年度は、招集通知発送日6月8日、当社ホームページ掲載日6月6日。)

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
個人投資家向けに定期的説明会を開催	当社は、原則、半期に1回、一般投資家向けに会社説明会を実施しております。なお、説明は、代表取締役社長が行っております。	あり
IR資料のホームページ掲載	当社は、ホームページに株主・投資家向けのIR情報を掲載しております。主な掲載内容は、プレスリリース、決算短信、決算情報、株式情報、招集通知などです。	
IRに関する部署(担当者)の設置	当社は、総務人事部がIRを担当しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	2005年4月1日の「個人情報保護法」施行に伴い、当社のステークホルダーの個人情報保護を目的として、「個人情報保護方針」の策定および関連社規(「個人情報保護規則」および「個人情報保護規則実施要領」)を制定しております。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、平成18年5月23日開催の取締役会において、当社グループの事業活動におけるリスク管理、コンプライアンスの推進およびその他業務の適正性を確保するための体制について決議しており、平成27年4月24日開催の取締役会において一部改正しております。その内容は以下のとおりであります。

(1) 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

当社は、取締役会が法令・定款に基づき経営の重要事項を決定し、取締役の職務の遂行を監督するとともに、取締役会には監査役全員が、経営推進会議には常勤監査役が出席することにより、意思決定の適法性を確保しております。加えて、内部監査部門である監査室が、当社各事業所において、会計監査および業務監査を行っております。

また、「日本興業グループ企業行動指針」を定め、日本興業グループ役職員のコンプライアンスに対する意識向上を図るとともに、反社会的勢力とは一切関係を持たないことを明文化し周知徹底に努めるほか、不当要求に対しても所轄の警察署や顧問弁護士などの関係機関と連携し、組織的かつ速やかに対処いたします。

さらに、社内通報制度「NIKKOコンプライアンスサポートネットワーク」により、コンプライアンス上の問題が生じた場合は日本興業グループ役職員から直接社内窓口に通報できる体制を設け、不正行為の早期発見と迅速な是正に努めるとともに、「コンプライアンス委員会」により、継続的な啓蒙活動を通じて日本興業グループ全般のコンプライアンスの強化・推進を行っております。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

取締役会議事録等の重要書類は法令および社内規程に基づき、主管部署が責任をもって保存・管理します。なお、決裁書その他重要書類は、監査役の実務がある場合に加え、定期的に監査役の閲覧に供されます。

(3) 損失の危機の管理に関する規程その他の体制

当社は、経営推進会議で定められた方針に基づき、品質・安全・環境・製造物責任およびコンプライアンスについてはそれぞれ該当する委員会や主管部署を設置して日本興業グループ全般のリスク管理を行い、他のリスクに関しては各担当部署および各子会社において業務上のリスクを認識し、リスクの対応策を講じております。

また、「危機管理マニュアル」を策定し、日本興業グループの役職員に周知徹底させることで、リスクの発生防止に努めるとともに、重大なリスクが発生した場合は緊急対策本部を設置し、迅速・適確な対応を図っております。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われていることを確保するための体制

当社は、取締役会を少人数で構成し、毎月1回これを開催することにより、経営に関する迅速な意思決定を図るほか、執行役員制を導入し、適確かつ迅速な業務執行を行っております。さらに、取締役会の効率性を確保するため、原則として取締役および執行役員により構成される経営推進会議において、常勤監査役が出席し、十分な事前審議を行っております。

(5) 日本興業グループにおける業務の適正を確保するための体制

当社は、「理念・実践」や「行動指針」等に示される基本的な考え方をグループ全体で共有するとともに、子会社の重要な意思決定についてはその自主性を尊重しつつ、適切に関与・協議を行い、グループ経営の適正かつ効率的な運営を行っております。

さらに、当社は、子会社より業務執行に関する重要な情報について適宜報告を受け、業務執行の適正性を確保するほか、当社内部監査部門である監査室による監査や当社監査役・会計監査人による監査を通してグループの適法性を確保しております。

日本興業グループのコンプライアンスについては、「コンプライアンス委員会」が統括・推進するほか、当社の主要事業所や子会社にコンプライアンス責任者を置き、コーポレートガバナンスの維持・強化を図っております。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

(1) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

当社は、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力および団体とは関係を持ちません。

(2) 反社会的勢力排除に向けた整備状況

当社は、「日本興業グループ企業行動指針」において、反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方を明文化しており、周知徹底に努めております。また、常日頃から所轄の警察署や顧問弁護士等と随時情報交換を行っており、不当要求が実際に行われた場合には、グループ内の各事業所より通報を受けた総務人事部が中心となり、顧問弁護士、警察署等の関係機関と連携し、組織的かつ速やかに対処いたします。

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

【参考】 模式図

